

大阪地方検察庁 検事正  
 畝本 毅 殿

2021年10月6日

**「司法の前衛たる役割」を果たすべく、関係者を直ちに起訴願いたい。正しいことが正しく行われる国家社会でなくてはならない<sup>1</sup>。**

関西電力告発弁護士団 団長 河合 弘之  
 事務局長 加納 雄二

1 本件を不起訴とすることは、検察の権威を著しく失墜させ、巨悪をはびこらせるだけである。

別紙1は、9月29日の読売新聞記事「【独自】関電元会長ら不起訴へ…金品受領・報酬補填巡り、証拠不十分か」（資料1）へのコメントだが、肯定的なものは皆無である。本件は「一企業の金品受領問題でなく、国民のライフラインである電気事業を担う準公的な企業の許されない大問題である」（コメント）

2 刑事責任を追及できない根拠は無い。

読売の記事によれば、「収賄容疑に対し、八木氏らは特捜部の聴取に金品は預かっていただけと主張。贈賄側とされる森山氏が死亡していることも捜査を困難にした。特別背任容疑については、嘱託報酬の支払いを決めた当時の内部文書などを精査し、刑事責任の追及を最後まで検討した。しかし、森氏らは元役員への報酬は嘱託業務への正当な対価だと説明。これを覆す証拠が得られなかったとみられる。」しかし、「万引きして預かっていたという論理がまかり通るなら日本は犯罪者天国ですね。これだけ明白で大規模な案件、訴追できないのなら司法の存在意義すら問われる」（別紙1コメント）とあるとおり、高額のお金を、期限の定めも無く預かることはありえない。森山氏は死んでも事実関係は明白。国税も処分をした。

特別背任についても、報酬減額の補填、税金分補填であることは明白。国税も報酬であることを否認し追徴課税。どこが嘱託業務の正当な対価なのか？

関電は、「大阪国税局の税務調査を受け、2019年3月期までの4年間に計約2億700万円の申告漏れを指摘されたことを明らかにした。国税局は大半を悪質な所得隠しと認定。重加算税を含む追徴課税は約3200万円で、関電は同日納付」（資料2 毎日新聞7月27日）とあるとおり、国税から悪質と認定されている。

---

<sup>1</sup> 別紙2

不起訴は、巨悪を眠らせないという公益の守護者としての検察の使命に悖る。」

3 告発から更に著しく期間が経過している。

我々が8月26日提出した書面の通りだが、昨年10月5日、ようやく御庁に告発状が正式受理された。それから1年が経過した。事件発覚（報道スクープ）からは2年以上経過した。

4 森山関連の事件を時効にかけようとしているのか。

本件告発は2017年1月以降の事実関係に絞っているが、このままでは、次々と時効にかかってしまう。しかも仮に不起訴となって、検察審査会に審査の申立をして、そこで起訴相当とされても、実際の起訴に至るまでには2年程度かかることもある。そうなると、森山関係の事件は全て時効になる可能性も大きい。

5 国税当局は、役員報酬の減額分を退任後の「嘱託報酬」と仮装して補填していたと認定。経費としての計上は認められないとし、重加算税の対象とした。関西電力はそれの受け入れを表明した（資料3）。検察庁も同様に該当者の処分を急ぐべきである。

6 8月26日提出の書面記載の通り関西電力は、金品授受問題が発覚した2020年3月以降も、元助役の関連会社所有地を高値で賃借していたことが明らかになっている。

これ以外にも、4月には、カルテル容疑で公取委の立ち入りを受けた（資料4、資料5、新聞社説で厳しく批判されている）。

公取委がカルテル容疑で大手電力会社に立ち入るのは初めてであるし、電力自由化の根幹を揺るがす重大問題である。

また、7月には複数の子会社社員が受験要件をごまかして国家資格を不正取得していたことが判明した（資料6）。

9月には送電線周辺の樹木を伐採する際、地権者へ社内規定以上の補償費を支払っていたことも発覚した。担当者は聞き取りに対し「地権者ともめることなく早く処理をしたかった」と述べたといい、業務優先、ルール軽視の体質が明らかになった（資料7）。

7 関西電力には元検事総長を始め多くの検察OBが役員、顧問等としてかかわっており、それらの人々への配慮から、本件を不起訴にするのでは無いかとの懸念もある。しかし、時の政権の圧力に屈してならないという以前に、検察

OBの圧力に屈してはならない。

検察庁法改定案反対 検察OBの意見書（別紙2）には、以下の通りの記載がある。

「検察官は起訴不起訴の決定権すなわち公訴権を独占し、併せて捜査権も有する。捜査権の範囲は広く、政財界の不正事犯も当然捜査の対象となる。捜査権をもつ公訴官としてその責任は広く重い。時の政権の圧力によって起訴に値する事件が不起訴とされたり、起訴に値しないような事件が起訴されるような事態が発生するようなことがあれば日本の刑事司法は適正公平という基本理念を失って崩壊することになりかねない。検察官の責務は極めて重大であり、検察官は自ら捜査によって収集した証拠等の資料に基づいて起訴すべき事件か否かを判定する役割を担っている。その意味で検察官は準司法官とも言われ、司法の前衛たる役割を担っていると言える。」

一日も早く本件の捜査を進展させ、起訴することにより、公益の守護者としての検察の存在意義と権威を示して頂きたい。

- 資料1 9月29日 読売新聞  
関電元会長ら不起訴へ…金品受領・報酬補填巡り、証拠不十分か
- 資料2 7月27日 毎日新聞  
関電が2億700万円の申告漏れ 税務調査で大阪国税局が指摘
- 資料3 9月22日 関西電力株式会社  
大阪国税局からの更正通知書の受領を踏まえた対応について
- 資料4 4月23日 産経新聞 電力カルテル容疑 安定供給と競争の両立を
- 資料5 7月18日 日本経済新聞 信頼損なう電力カルテル容疑
- 資料6 7月30日 日本経済新聞  
国家資格を6人不正取得 関電子会社、施行管理技士
- 資料7 9月14日 朝日新聞  
関電子会社、電線周辺の伐採業務で架空発注 1千万円を不正支出

## 別紙1

9月29日の読売新聞記事【独自】関電元会長ら不起訴へ…金品受領・報酬補填巡り、証拠不十分か（資料1）へのコメント（一部）

(yahoo)<https://news.yahoo.co.jp/articles/3c48835969ca29523c764b07248d8a28432628ff/comments>

- ・あれだけ明白な金品の受領と高級スーツまで受け取り着用している事実と本人も受理を見てめている事件に、またしても大阪地検特捜部は不起訴処分決定をしてしまった。一企業の金品受領問題でなく、国民のライフラインである電気事業を担う準公的な企業の許されない大問題であること、関電幹部は多額の報酬を受け取り、報酬カットしても別口で補填までしていたことが明らかになっており、反省すら見られない。起訴して裁判で真実と全体的な解明をすべきです。
- ・検察庁も上級国民には甘いんだ。証拠不十分って、自白してたように思えるけど、違ったかな？日本の警察や検察は下級国民には厳しくするのにな？  
これって国民は納得するのかな？検察審査会で問題にした方が良いのでは？
- ・万引きして預かっていたという論理がまかり通るなら日本は犯罪者天国ですね。これだけ明白で大規模な案件、訴追できないのなら司法の存在意義すら問われるのでは
- ・日本はお金に関する案件に甘いと思います。今回の件も今の日本政府と同じ  
これでは何時まで経っても日本は変わらない  
厳罰をもって今後こう言った賄賂がなくなる事を願います
- ・伊藤詩織さん強姦事件の容疑者山口敬之元TBSワシントン支局長に対する逮捕状を握りつぶしたとされる中村格氏が警察庁長官に昇進したことと言い、今回の3億6千万円に上る金銭収賄事件の関電八木誠元会長不起訴と言い、近時警察・検察に対する信頼は地に落ちたどころか消失した感がある。安倍前首相の森友学園問題・加計学園問題・桜を見る会問題・財務省公文書改竄問題等等、司法・立法・行政に対する国民の信頼はここ数年で見ると影もなくなり、「上級国民」なるおかしい言葉さえ世の中に当たり前に使われ始めていることを本当に残念に思います。
- ・日本はやはり東アジアの辺境から脱却できないですよ。これが政府とは縁遠いだけの民間企業だったら確実に起訴して断罪したでしょうね。  
検察官ももう少し使命感が欲しいよね、出世したいのは分かるけれど、人生短いよ。  
・大阪の検察は国民のために真剣に仕事をしていない気がしている。  
森友、関電ほかにも巨悪を見て見ぬふりをしていることがあると思う、巨悪が不正の証拠もあるような気がしているが何もできないなんてとても情けない。  
こんなことを見逃すなんて誰を捕まえて仕事をするんでしょうか。  
それに比べて広島、東京の検察はまだ真剣に仕事をしている。

## 別紙2

### 検察庁法改定案反対 検察OBの意見書 (全文)

松尾邦弘・元検事総長らが検察庁法改定案に反対して15日に発表した検察OB14人連名の意見書の全文は以下の通り。

- 1 東京高検検事長黒川弘務氏は、本年2月8日に定年の63歳に達し退官の予定であったが、直前の1月31日、その定年を8月7日まで半年間延長する閣議決定が行われ、同氏は定年を過ぎて今なお現職に止(とど)まっている。

検察庁法によれば、定年は検事総長が65歳、その他の検察官は63歳とされており(同法22条)、定年延長を可能とする規定はない。従って検察官の定年を延長するためには検察庁法を改正するしかない。しかるに内閣は同法改正の手続きを経ずに閣議決定のみで黒川氏の定年延長を決定した。これは内閣が現検事総長稲田伸夫氏の後任として黒川氏を予定しており、そのために稲田氏を遅くとも総長の通例の在職期間である2年を終了する8月初旬までに勇退させてその後任に黒川氏を充てるための措置だというのがもっぱらの観測である。一説によると、本年4月20日に京都で開催される予定であった第4回国連犯罪防止刑事司法会議で開催国を代表して稲田氏が開会の演説を行うことを花道として稲田氏が勇退し黒川氏が引き継ぐという筋書きであったが、新型コロナウイルスの流行を理由に会議が中止されたためにこの筋書きは消えたとも言われている。

いずれにせよ、この閣議決定による黒川氏の定年延長は検察庁法に基づかないものであり、黒川氏の留任には法的根拠はない。この点については、日弁連会長以下全国35を超える弁護士会の会長が反対声明を出したが、内閣はこの閣議決定を撤回せず、黒川氏の定年を超えての留任という異常な状態が現在も続いている。

- 2 一般の国家公務員については、一定の要件の下に定年延長が認められており(国家公務員法81条の3)、内閣はこれを根拠に黒川氏の定年延長を閣議決定したものであるが、検察庁法は国家公務員に対する通則である国家公務員法に対して特別法の関係にある。従って「特別法は一般法に優先する」との法理に従い、検察庁法に規定がないものについては通則としての国家公務員法が適用されるが、検察庁法に規定があるものについては同法が優先適用される。定年に関しては検察庁法に規定があるので、国家公務員法の定年関係規定は検察官には適用されない。これは従来政府の見解でもあった。例えば昭和56年(1981年)4月28日、衆議院内閣委員会において所管の人事院事務総局斧任用局長は、「検察官には国家公務員法の定年延長規定は適用されない」旨明言しており、これに反する運用はこれまで一回も行われて来なかった。すなわちこの解釈と運用が国法上定着している。

検察官は起訴不起訴の決定権すなわち公訴権を独占し、併せて捜査権も有する。捜査権の範囲は広く、政財界の不正事犯も当然捜査の対象となる。捜査権をもつ公訴官としてその責任は広く重い。時の政権の圧力によって起訴に値する事件が不起訴とされたり、

起訴に値しないような事件が起訴されるような事態が発生するようなことがあれば日本の刑事司法は適正公平という基本理念を失って崩壊することになりかねない。検察官の責務は極めて重大であり、検察官は自ら捜査によって収集した証拠等の資料に基づいて起訴すべき事件か否かを判定する役割を担っている。その意味で検察官は準司法官とも言われ、司法の前衛たる役割を担っていると言える。

こうした検察官の責任の特殊性、重大性から一般の国家公務員を対象とした国家公務員法とは別に検察庁法という特別法を制定し、例えば検察官は検察官適格審査会によらなければその意に反して罷免されない（検察庁法23条）などの身分保障規定を設けている。検察官も一般の国家公務員であるから同法が適用されるというような皮相的な解釈は成り立たないのである。

- 3 本年2月13日衆議院本会議で、安倍総理大臣は「検察官にも国家公務員法の適用があると従来の解釈を変更することにした」旨述べた。これは、本来国会の権限である法律改正の手続きを経ずに内閣による解釈だけで法律の解釈運用を変更したという宣言であって、フランスの絶対王制を確立し君臨したルイ14世の言葉として伝えられる「朕（ちん）は国家である」との中世の亡霊のような言葉を彷彿（ほうふつ）とさせるような姿勢であり、近代国家の基本理念である三権分立主義の否定にもつながりかねない危険性を含んでいる。

時代背景は異なるが17世紀の高名な政治思想家ジョン・ロックはその著『統治二論』（加藤節訳、岩波文庫）の中で「法が終わるところ、暴政が始まる」と警告している。心すべき言葉である。

ところで仮に安倍総理の解釈のように国家公務員法による定年延長規定が検察官にも適用されると解釈しても、同法81条の3に規定する「その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分の理由があるとき」という定年延長の要件に該当しないことは明らかである。

加えて人事院規則11—8第7条には「勤務延長は、職員が定年退職をすべきこととなる場合において、次の各号の1に該当するときに行うことができる」として、(1)職務が高度の専門的な知識、熟達した技能又は豊富な経験を必要とするものであるため後任を容易に得ることができないとき、(2)勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずるとき、(3)業務の性質上、その職員の退職による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき、という場合を定年延長の要件に挙げている。

これは要するに、余人をもって代えがたいということであって、現在であれば新型コロナウイルスの流行を収束させるために必死に調査研究を続けている専門家チームのリーダーで後継者がすぐには見付からないというような場合が想定される。

現在、検察には黒川氏でなければ対応できないというほどの事案が係属しているのかどうか。引き合いに出されるゴーン被告逃亡事件についても黒川氏でなければ、言い替えれば後任の検事長では解決できないという特別な理由があるのであろうか。法律によって厳然と決められている役職定年を延長してまで検事長に留任させるべき法律上の要件に合致する理由は認め難い。

- 4 4月16日、国家公務員の定年を60歳から65歳に段階的に引き上げる国家公務員法改正案と抱き合わせる形で検察官の定年も63歳から65歳に引き上げる検察庁法改正案が衆議院本会議で審議入りした。翌17日、野党側が前記閣議決定の撤回を求めたのに対し菅義偉官房長官は必要なしと突っぱねて既に閣議決定した黒川氏の定年延長を維持する方針を示した。こうして同氏の定年延長問題の決着が着かないまま検察庁法改正案の審議が開始されたのである。

この改正案中重要な問題点は、検事長を含む上級検察官の役職定年延長に関する改正についてである。すなわち同改正案22条(5)項には「内閣は(中略)年齢が63年に達した次長検事又は検事長について、当該次長検事又は検事長の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該次長検事又は検事長を検事に任命することにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として内閣が定める事由があると認めるときは、当該次長検事又は検事長が年齢63年に達した日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、引き続き当該次長検事又は検事長が年齢63年に達した日において占めていた官及び職を占めたまま勤務をさせることができる(後略)」と記載されている。

難解な条文であるが、要するに次長検事および検事長は63歳の職務定年に達しても内閣が必要と認める一定の理由があれば1年以内の範囲で定年延長ができるということである。

注意すべきは、この規定は内閣の裁量で次長検事及び検事長の定年延長が可能とする内容であり、前記の閣僚会議によって黒川検事長の定年延長を決定した違法な決議を後追いで容認しようとするものである。これまで政界と検察との両者間には検察官の人事に政治は介入しないという確立した慣例があり、その慣例がきちんと守られてきた。これは「検察を政治の影響から切りはなすための知恵」とされている(元検事総長伊藤榮樹著『だまされる検事』)。検察庁法は、組織の長に事故があるとき又は欠けたときに備えて臨時職務代行の制度(同法13条)を設けており、定年延長によって対応することは毫(ごう)も想定していなかったし、これからも同様であろうと思われる。

今回の法改正は、検察の人事に政治権力が介入することを正当化し、政権の意に沿わない検察の動きを封じ込め、検察の力を殺(そ)ぐことを意図していると考えられる。

- 5 かつてロッキード世代と呼ばれる世代があったように思われる。ロッキード事件の捜査、公判に関与した検察官や検察事務官ばかりでなく、捜査、公判の推移に一喜一憂し

つつ見守っていた多くの関係者、広くは国民大多数であった。

振り返ると、昭和51年（1976年）2月5日、某紙夕刊1面トップに「ロッキード社がワイロ商法 エアバスにからみ48億円 児玉誉士夫氏に21億円 日本政府にも流れる」との記事が掲載され、翌日から新聞もテレビもロッキード関連の報道一色に塗りつぶされて日本列島は興奮の渦に巻き込まれた。

当時特捜部にいた若手検事の間では、この降って湧いたような事件に対して、特捜部として必ず捜査に着手するという積極派や、着手すると言っても贈賄の被疑者は国外在往のロッキード社の幹部が中心だし、証拠もほとんど海外にある、いくら特捜部でも手が届かないではないかという懐疑派、苦勞して捜査しても造船疑獄事件のように指揮権発動でおしまいだという悲観派が入り乱れていた。

事件の第一報が掲載されてから13日目の2月18日検察首脳会議が開かれ、席上、東京高検検事長の神谷尚男氏が「いまこの事件の疑惑解明に着手しなければ検察は今後20年間国民の信頼を失う」と発言したことが報道されるやロッキード世代は歓喜した。後日談だが事件終了後しばらくして若手検事何名かで神谷氏のご自宅にお邪魔したときにこの発言をされた時の神谷氏の心境を聞いた。「(八方塞 くふさ) がりの中で) 進むも地獄、退くも地獄なら、進むしかないではないか」という答えであった。

この神谷検事長の国民信頼発言でロッキード事件の方針が決定し、あとは田中角栄氏ら政財界の大物逮捕に至るご存じの展開となった。時の検事総長は布施健氏、法務大臣は稲葉修氏、法務事務次官は野宜慶氏（後に最高裁判事）、内閣総理大臣は三木武夫氏であった。

特捜部が造船疑獄事件の時のように指揮権発動に怯（おび）えることなくのびのびと事件の解明に全力を傾注できたのは検察上層部の不退転の姿勢、それに国民の熱い支持と、捜査への政治的介入に抑制的な政治家たちの存在であった。

国会で捜査の進展状況や疑惑を持たれている政治家の名前を明らかにせよと迫る国会議員に対して捜査の秘密を楯（たて）に断固拒否し続けた安原美穂刑事局長の姿が思い出される。

しかし検察の歴史には、捜査幹部が押収資料を改ざんするという天を仰ぎたくなるような恥ずべき事件もあった。後輩たちがこの事件がトラウマとなって弱体化し、きちんと育っていないのではないかという思いもある。それが今回のように政治権力につけ込まれる隙を与えてしまったのではないかとの懸念もある。検察は強い権力を持つ組織としてあくまで謙虚でなくてはならない。

しかしながら、検察が萎縮して人事権まで政権側に握られ、起訴・不起訴の決定など公訴権の行使にまで掣肘（せいちゆう）を受けるようになったら検察は国民の信託に応えられない。正しいことが正しく行われる国家社会でなくてはならない。

黒川検事長の定年延長閣議決定、今回の検察庁法改正案提出と続く一連の動きは、検察の組織を弱体化して時の政権の意のままに動く組織に改変させようとする動きであり、



ロッキード世代として看過し得ないものである。関係者がこの検察庁法改正の問題を賢察され、内閣が潔くこの改正法案中、検察幹部の定年延長を認める規定は撤回することを期待し、あくまで維持するというのであれば、与党野党の境界を超えて多くの国会議員と法曹人、そして心ある国民すべてがこの検察庁法改正案に断固反対の声を上げてこれを阻止する行動に出ることを期待してやまない。

[追記] この意見書は、本来は広く心ある元検察官多数に呼びかけて協議を重ねてまとめ上げるべきところ、既に問題の検察庁法一部改正法案が国会に提出され審議が開始されるという差し迫った状況下であり、意見のとりまとめに当たる私（清水勇男）は既に85歳の高齢に加えて疾病により身体を大きく失っている事情にあることから思うに任せず、やむなくごく少数の親しい先輩知友にのみ呼びかけて起案したものであり、更に広く呼びかければ賛同者も多く参集し連名者も多岐に上るものと確実に予想されるので、残念の極みであるが、上記のような事情を了とせられ、意のあるところを何卒（なにとぞ）お酌（く）み取り頂きたい。

以上

令和2年5月15日